

○北海道警察 I C カード免許証追記端末装置操作者カード等管理要領の制定について

平成 29 年 3 月 10 日

道本運試第 3439 号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、これまで「北海道警察 I C カード免許証追記端末装置操作者カード等管理要領の制定について」（平 28. 3. 24 道本運試第 3510 号。以下「旧通達」という。）に基づいて運用してきたところであるが、警察署分庁舎に伴い、所要の見直しを行い、別添のとおり「北海道警察 I C カード免許証追記端末装置操作者カード等管理要領」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、平成 29 年 4 月 1 日付けで廃止する。

別添

北海道警察 I C カード免許証追記端末装置操作者カード等管理要領

第 1 趣旨

この要領は、I C カード免許証追記端末装置（以下「追記装置」という。）を操作するための操作者カード等に全国共通の相互認証鍵が組み込まれており、紛失等の事故が発生した場合には、その影響が全国に波及するものであることから、当該操作者カード等の適正な管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 操作者カード 追記装置を操作する権限を付与された職員の認証情報が登録されたカードをいう。
- (2) デブターカード 追記装置の起動に使用するカードをいう。
- (3) 管理者カード 操作者カードの更新等を行うために使用するカードをいう。
- (4) バイオ認証付 U S B メモリ I C カード免許証チップ内データ確認装置（以下「I C チップ確認装置」という。）の起動認証に使用するフラッシュメモリをいう。
- (5) 管理ケース 操作者カード、デブターカード、管理者カード及びバイオ認証付 U S B メモリ（以下「カード等」という。）を収納する印章箱様の容器をいう。
- (6) P I N コード 操作者カードにより追記装置を使用するために必要な暗証番号をいう。

第 3 管理体制

1 カード等管理者

- (1) 追記装置が配置された所属にカード等管理者（以下「管理者」という。）を置き、警察本部運転免許試験課にあつては運転免許試験場長並びに中央及び厚別優良運転者免許更新センター所長、各方面本部の交通課にあつては運転免許試験場長、警察署にあつては運転免許事務担当課長（配置のない警察署にあつては副署長）、警察署分庁舎にあつては分庁舎所長をもって充てる。
- (2) 管理者は、カード等の適正な管理に必要な事務を処理するものとする。
- (3) 管理者が不在となる場合、その他所属長が特に必要と認める場合には、所属長があらかじめ指定する者に管理者の任務を行わせることができる。

2 カード等管理補助者

- (1) 管理者の下にカード等管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置き、警察本部運転免許試験課及び各方面本部の交通課（以下「運転免許試験課等」という。）にあつては課長補佐又は係長の職にある者の中から、警察署にあつては運転免許事務を担当する者の中からそれ

ぞれ1名を所属長が指定するものとする。

また、警察署分庁舎にあっては分庁舎副所長をもって充てる。

- (2) 管理補助者は、管理者を補助し、カード等の適正な管理に必要な具体的措置を執るものとする。
- (3) 管理補助者が不在となる場合、その他管理者が特に必要と認める場合には、管理者は使用者のうち上位の者に管理補助者の任務を代行させるものとする。

3 操作者カード使用者

- (1) 管理補助者の下に操作者カード使用者（以下「使用者」という。）を置き、運転免許事務を担当する者の中から所属長が指定するものとする。

なお、使用者の人数は、所属の実態等により、警察本部運転免許試験課長（以下「運転免許試験課長」という。）が決定する。

- (2) 使用者は、追記装置を操作し、ICカード免許証に係る追記等の処理を行うものとする。

- (3) 前記2の管理補助者は、使用者を兼ねることができるものとする。

第4 管理補助者等の報告

所属長は、第3の2の(1)の規定により管理補助者を指定・解除したとき、又は使用者を指定・解除したときは、カード等管理補助者等指定（解除）書（別記第1号様式）により、運転免許試験課長宛てに報告するものとする。

第5 カード等の管理方法

1 カード等管理簿の作成

カード等の配布を受けた所属は、カード等管理簿（別記第2号様式）を作成し、当該カード等の管理状況を把握しておくものとする。

2 カード等の保管

カード等は、専用の管理ケースに収納し、施錠設備のある保管庫において、管理者が保管するものとする。

3 管理補助者による具体的措置

管理補助者は、次の任務を行うものとする。

- (1) 業務開始前に管理者からカード等が収納された管理ケースを受領し、デブターカードにより追記装置を起動するとともに、使用者ごとに操作者カードの受領時間を操作者カード出納簿（別記第3号様式）に記載させた上で操作者カードを交付すること。

なお、運転免許試験課等の管理補助者にあつては、バイオ認証付USBメモリによりICチップ確認装置も併せて起動すること。

- (2) 使用しないカード等は、管理ケースに収納したまま施錠設備のある保管庫に保管すること。
- (3) 業務終了時に使用者から操作者カードの返納を受け、操作者カード出納簿に返納時間を記載させ、押印した上でカード等の数を確認し、管理ケースに収めて管理者に返納すること。
- (4) 操作者カードの使用者には、常に目の届く範囲において管理させるなど、盗難、紛失等の防止に努めさせること。

4 使用者の責務

使用者は、次の責務を負うものとする。

- (1) 操作者カードは、盗難、紛失等の防止に努めるとともに、本人以外の者に使用させたり、本人以外の者に使用されることのないよう適正に管理しなければならない。
- (2) 追記装置を使用しない場合は、操作者カードを追記装置から取り外すこと。
- (3) 操作者カードは、業務終了時に管理補助者に返納すること。

(4) P I Nコードは、業務に関係のない者に知られることのないようにすること。

(5) 業務以外には追記装置を使用しないこと。

第6 操作者カードの更新方法

人事異動等により使用者に変更があった場合は、次の措置を執るものとする。

1 運転免許試験課等の取扱い

管理者は、管理者カードを使用して前任者の操作者カードを初期化するとともに、後任者の認証情報の登録を行うこと。

2 警察署の取扱い

所属長は、新たに使用者を指定したときは、警察本部運転免許試験課又は各方面本部の交通課（釧路方面にあつては帯広運転免許試験場を含む。）において認証情報の登録を実施させること。

なお、この際の操作者カードの庁舎外持ち出しにあつては、操作者カード出納簿を使用してその経緯を明らかにするとともに、使用者に対しては紛失防止等に細心の注意を払わせること。

第7 紛失等の報告

1 管理補助者の措置

管理補助者は、カード等の紛失等を認知したときは、直ちに管理者を経て所属長に報告すること。

2 所属長の措置

所属長は、カード等の紛失等を認知したときは、直ちに運転免許試験課長へ報告するとともに、紛失等の経緯を調査するなど所要の措置を執ること。

3 運転免許試験課長の措置

運転免許試験課長は、前記1又は2による報告があつたときは、直ちに警察庁交通局運転免許課長へ報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

別記第1号様式（第4の事項関係）

第 号 平成 年 月 日					
警察本部運転免許試験課長 殿					
長					
カード等管理補助者等指定（解除）書					
	区 分	職 名	氏 名	指定(解除)年月日	備 考
カード等管理補助者	指定・解除			. .	
	指定・解除			. .	
操作者カード使用者	指定・解除			. .	
	指定・解除			. .	
	指定・解除			. .	
	指定・解除			. .	
	指定・解除			. .	
				65 40 230	カード等管理補助者等指定（解除）書 5年

- 注1 区分欄は、指定・解除のいずれかに○をすること。
 2 カード等管理補助者が操作者カード使用者を兼ねる場合は、双方の欄に記載すること。
 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第5の1の事項関係）

カ ー ド 等 管 理 簿

所属 _____

操作者カード

受領(変更)年月日	枚 数	カ ー ド 等 番 号	現在数	カード等 管理者印	備 考

デブターカード

受領(変更)年月日	枚 数	カ ー ド 等 番 号	現在数	カード等 管理者印	備 考

管理者カード

受領(変更)年月日	枚 数	カ ー ド 等 番 号	現在数	カード等 管理者印	備 考

バイオ認証付USBメモリ

受領(変更)年月日	個 数	カ ー ド 等 番 号	現在数	カード等 管理者印	備 考

65 | 40 | 240 | カード等管理簿 | 長期

- 注1 警察署分庁舎にあっては、所属名は「〇〇警察署 〇〇警察庁舎」と記載すること。
- 2 カード等番号欄には、枚（個）数分を記載すること。
- 3 カード等の数に変更があった場合には、備考欄に「操作者カード使用者の増員（減員）により追加（返納）」等の理由を記載すること。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

